屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を,法第8条第1項の規定により保管していますので,法第8条第2項の規定により,京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成28年3月7日

京都市長 門川 大作

## 1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			に
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成28年1月6日	右京区	西院西淳和院町	_	_	1	平成28年1月6日
	西京区	樫原中垣外	2		_	
		樫原百々ケ池	4	_	_	
平成28年1月12日	左京区	下鴨東森ケ前町	_	_	2	平成28年1月12日
		下鴨森ケ前町	_	_	2	
		一乗寺木ノ本町	_	_	1	
		一乗寺野田町	_		4	
	山科区	竹鼻竹ノ街道町	2		_	
		東野北井ノ上町	1	_	_	
		東野門口町	4	_	_	
	伏見区	小栗栖森本町	2	_	_	
平成28年1月15日	左京区	北白川追分町	_	_	2	平成28年1月15日
		一乗寺野田町	_	_	4	
		田中門前町	_	_	2	
	伏見区	桃山町丹後	1	_	_	
		桃山町下野	_	_	1	
		竹田向代町川町	1	_	_	
平成28年1月19日	右京区	太秦石垣町	1	_	_	平成28年1月19日
平成28年1月25日	北区	紫野下御輿町	_	_	3	平成28年1月25日
	伏見区	桃山町正宗	4	_	_	
		深草大亀谷東安信町	_	_	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			<b>保禁な問払した</b> ロ
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	保管を開始した日
平成28年1月25日	伏見区	桃山町安芸山	_	_	1	平成28年1月25日
		小栗栖森本町	_	_	1	
		石田内里町	_	_	1	
平成28年2月1日	左京区	田中大久保町			2	平成28年2月1日
		一乗寺青城町	1	_		
平成28年2月10日	伏見区	深草大亀谷万帖敷町	_	_	1	平成28年2月10日
平成28年2月19日	中京区	壬生中川町			1	平成28年2月19日
	東山区	今熊野宝蔵町			1	
平成28年2月23日	山科区	大宅向山		1		平成28年2月23日
	南区	上鳥羽仏現寺町	_	_	1	
	伏見区	小栗栖小阪町	_	2	_	
		桃山町山ノ下		2	_	
		竹田向代町川町	_	1	_	

## 2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

## 3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話:075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)